

# 宮崎産業経営大学同窓会 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、宮崎産業経営大学同窓会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を、宮崎産業経営大学（以下「本学」という）内に置く。

(目的)

第3条 会員相互の親睦と学生の就職支援を図るとともに、本学の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の発行
- (3) 学生の就職活動に関する協力支援
- (4) その他本会の目的達成のために必要とされること

(支部)

第5条 本会に役員会の下承を得て必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関する事項については、別に定める。

## 第3章 会 員

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学の卒業生
- (2) 学生会員 本学の在學生
- (3) 賛助会員 本学の教職員及び本会の趣旨に賛同する者

## 第4章 役員・監事

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長：1名
- (2) 副会長：5名以内
- (3) 幹事長：1名
- (4) 幹事：2名以内
- (5) 委員：若干名

(役員を選出)

第8条 役員は、正会員の中から選出する。但し、特別な事業がある場合には、賛助会員の中から役員を選出することができる。

2 会長は、役員の間選による。

- 3 副会長は、会長が委嘱する。
- 4 本会には、総会の推薦により本学関係者から顧問、相談役を置くことができる。  
(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えある時は、その職務を代理する。
- 3 幹事長は、幹事を代表し、会務を掌理する。
- 4 幹事は、幹事長を補佐し、本会の会務を処理する。
- 5 委員は、会務の推進を図る。

(監事)

第10条 本会に監事を置く。

(監事の選任)

第11条 監事は、2名以内とし、役員以外の正会員の中から選出する。

(監事の職務)

第12条 監事は、本会の会計事務を監査し、総会に報告する。

(任期)

第13条 役員及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。また、任期が満了しても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

(欠員補充)

第14条 役員に欠員を生じた時には、補充することができる。但し、前任者の残任期間とする。

## 第5章 総会

(総会)

第15条 本会に総会を置く。総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長がこれを招集し、その議長となり、毎年1回開催する。

- 2 会長は、役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員承認に関する事項
- (4) 会計及び会計監査に関する事項
- (5) その他本会の運営に必要な事項

(総会の表決数)

第18条 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第6章 役員会

(役員会)

第19条 本会に役員会を置く。役員会は役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第 20 条 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

(役員会の議決事項)

第 21 条 役員会は、次の事項を決議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) その他業務の執行に関する事項

(役員会の定足数)

第 22 条 役員会の定足数は、役員の過半数とする。

(役員会の表決数)

第 23 条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の委任)

第 24 条 役員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議案決定の委任をすることができる。

2 前項の委任者は、出席とみなすことができる。

(役員会の記録)

第 25 条 会議に関する記録は、議長が指示した者がこれに当たり、署名人は、議長が指名した役員(1名)及び記録者とする。

## 第 7 章 会 計

(会費)

第 26 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

2 会費は、3,000円(永続会費)とし、入学手続き時に納めるものとする。

3 本会の会費徴収は、大学に委任する。

(会計年度)

第 27 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 8 章 会則の変更

(会則の変更)

第 28 条 会則の変更は、総会出席者(正会員)の過半数の決議による。

(委任)

第 29 条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第 9 章 補 足

(細則)

第 30 条 本会の会則施行上必要と認める時は、細則を定めることができる。

2 細則は、役員会の承認を得て会長が定める。

附 則 この会則は、令和2年2月8日から施行する。